

2025年12月12日

お客さま 各位

九州労働金庫

住宅ローン控除における「調書方式」の取り扱い開始について

平素より九州ろうきんをご利用いただき、誠にありがとうございます。

令和4年度税制改正において、住宅ローン控除における「調書方式」の適用が開始されたことに伴い、当金庫におきましても以下の通り「調書方式」の取り扱いを開始しますのでお知らせいたします。

なお、「調書方式」で住宅ローン控除の適用を受ける場合、当金庫に対し「個人番号（マイナンバー）」および「住宅ローン控除の適用申請書」を提出することが必要となります。

記

1. 取扱開始日

2026年1月1日お借入れ分より

2. 「調書方式」の対象となるお客さま

(1) 資金のお使いみちが土地・建物購入または増改築等の場合

2026年1月1日以降にお借入れをされた方のうち住宅ローン控除の適用を受ける方。

(2) 資金のお使いみちがお借換の場合

住宅ローン控除の適用を受ける方で、以下両方を満たす方。

① 2027年1月1日以降にお借入れをされる方。

② 対象物件への居住開始年月日が2023年1月1日以降の方。

3. 「調書方式」について

当金庫がお客さまの住宅ローン残高等を記載した「年末残高調書」を税務署に提出し、税務署がお客さまへマイナポータルを通じて「年末残高情報」等を提供する方式です。

お客さまは提供された「年末残高情報」等を用いて、住宅ローン控除を受けるための確定申告や年末調整を行っていただきます。

以上

つながる あした、ひろがる みらい

九州ろうきんは、労働金庫法に基づき設立された勤労者のための福祉金融機関です。